

定

款

2023年3月2日

大阪府中央区伏見町四丁目3番9号

阪和興業株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当会社は、阪和興業株式会社と称し、英文では HANWA CO., LTD.とする。

第 2 条（目的）

当会社は、鉄鋼、非鉄・金属原料、食品、石油・化成品、機械、木材など広範な分野において、商品・資源等の売買、仲立、代理、問屋、輸出入、開発、生産、製造、加工修理、保守、管理、検査、賃貸借、リース、レンタル、据付工事請負のほか、物流事業、各種サービスの提供など、多角的な事業を行う。

2. 前項の事業には、下記各号の事業並びに各事業に関するコンサルタント業務及び各事業に附帯関連する一切の業務を含む。

- ①棒鋼、形鋼、鋼板、線材、軌条、鋼管等普通鋼々材全品種、鉄鋼二次・三次製品、特殊鋼、鑄鍛造品に関する事業
- ②銑鉄、半製品、伸鉄材、鉄屑・合金鉄・鉱石・石炭等製鉄原材料並びに製鉄副資材に関する事業
- ③銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、ニッケル・クロム・レアメタル等の地金、合金及びその製品並びに発生品に関する事業
- ④製鉄、工作、土木鉱山、農林業、電気、化学、船舶、その他の機械類、度量衡器並びに工具類に関する事業
- ⑤石油類、高圧ガス及びその副製品、工業薬品類、劇毒物、化成品、各種繊維材料及びその製品、その他一般雑貨類に関する事業
- ⑥セメント、木材及びその製品、住宅機器その他建設資材に関する事業
- ⑦農産、水産、林産、畜産、天産物、酒類その他の食品及び飲料品並びに飼料及びそれ等の製品に関する事業
- ⑧電子計算機及び同関連機器、産業用ロボット、通信機器、事務機器及びそれらのシステム・ソフトウェアに関する事業
- ⑨真珠、貴石、貴金属及びこれらの加工品に関する事業
- ⑩製紙原料、パルプ、紙類及びその加工品に関する事業
- ⑪自動車及びその他輸送用機器の部品並びに付属品に関する事業
- ⑫太陽電池原材料及びその製品に関する事業
- ⑬建設土木工事の設計、監理及び請負業
- ⑭艦船、車輛、汽罐、橋梁、索道、堰堤その他各種構造物並びに機械類に関する事業
- ⑮損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算法、倉庫運送業及び貨物利用運送業
- ⑯発電及び電気並びに熱の供給に関する事業
- ⑰労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- ⑱有価証券の投資及び運用、各種債権の買取、為替取引並びに各種金融業
- ⑲鉄鋼・産業機械・輸送機器・事務機器・情報機器の賃貸借、リース、レンタル及びその媒介業
- ⑳古物に関する事業
- ㉑産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分、再生処理業及びその請負業
- ㉒不動産に関する事業
- ㉓ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営及び一般旅行業、旅行代理店業並びに広告業

第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1億1,400万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株主の権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところによりその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招 集）

当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により代行者がこれにあたる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、その株主又は代理人は、株主総会ごとに当会社所定の代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日ま

でに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は25名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

第22条（代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱）

取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。
3. 取締役会は、その決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第23条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的事項につき、可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第27条（執行役員の選定）

取締役会は、その決議により執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

2. 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 監査役及び監査役会並びに会計監査人

第28条（監査役の員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第29条（監査役の選任）

監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。但し、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第31条（常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

2. 監査役会は、その決議により監査役の中から別に常任監査役を選定することができる。

第32条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対し発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第33条（監査役会規則）

監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

第34条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第35条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる。

2. 当社は、前項に定める場合のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第38条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

以 上

2023年3月2日改定